

4

建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です。

注1)
次の建設業許可をお持ちですか？

- 土木工事業
- 建築工事業
- とび、土工工事業

YES



解体工事業登録は不要です。

注2) NO

解体工事業登録が必要です。

登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ①不適格要件に該当しないこと（2年以内に登録を取り消された者でない等）
- ②技術管理者を選任していること

注1) 建設業者が、請け負うことのできる解体工事の内容は次のとおりです。

土木工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事。

建築工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事。

とび・土工工事業：工作物の解体を行う工事。

注2) 解体工事業業者が、請け負うことのできる解体工事の範囲は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円未満の工事又は、延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円未満の工事です。

●技術管理者は、下記1)の実務経験か2)の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数	解体工事業登録		【参考】 建設業 許 可
		注2) 国土交通大臣 指定講習受講者		
一定の学科注1)を履修した大学・高専卒業者	2年	1年	3年	
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年	
上記以外	8年	7年	10年	

注1) 一定の学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2) 講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3) 解体工事施工技士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工（「第一種」、「第二種」）
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理（「土木」）
	一級建築施工管理
	二級建築施工管理（「建築」、「躯体」）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者注3)

罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2 対象建設工事の変更の届出	20万	
		3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	
	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等の実施	20	18 1 発注者への報告の記録	10万	53条1号
		再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万	
	25	1 変更の届出	30万	50条2号
		1 廃業等の届出	10万	53条2号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29	1 登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
		31 技術管理者の設置	20万	51条3号
		33 標識の掲示	10万	53条3号
		34 帳簿	10万	53条4号
		35 1 事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
		37 1 報告の徴収	20万	51条4号
第6章 雑則	42	1 立入検査	20万	51条5号
		報告の徴収	20万	51条4号
		43 1 立入検査	20万	51条6号

は過料

●この法律に関する問い合わせは、下記までお願いします。

国土交通省総合政策局 建設業課又は事業総括調整官室
Tel.03-5253-8111(代)

●法律の条文等については、国土交通省HP(リサイクルホームページ)をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

編集・発行：建設副産物リサイクル広報推進会議

事務局（財）先端建設技術センター Tel.03-3942-3991



古紙配合率100%再生紙を使用しています

届出に関する問い合わせは